

募集

障がい児スポーツ教室指導員

参加者が楽しく安全に身体を動かすための補助、個々に合わせた指導及び教室の企画運営等を行います(謝礼有り)。教室の詳細は、お問い合わせください。

☒福祉に理解のある18~65歳程度の方(スポーツの指導経験は不問) ☒①体育館=土曜日の午後3時~5時②プール=土曜日の午後2時~4時30分、年間各36回(月平均3回)程度(全回参加できなくても可) ☒①サン町田旭体育館②町田市子ども発達センター ☒電話で障がい福祉課(☎724-2147)へ。

お知らせ

策定しました 第五次町田市子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するため、「第五次町田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。策定に当たっては、昨年9月18日~10月17日に市民意見募集を実施し、4人から8件のご意見をいただきました。ご意見ありがとうございました。第五次町田市子ども読書活動推進計画及び市民意見募集の結果は、町田市立図書館HP(右記二次元コード)をご覧ください。



☒中央図書館☎728-8220

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2025年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月1日から実施します。なお、2025年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は、5月1日に発送します。

○土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自己の土地・家屋の固定資産税評価額が適正であるか判断できるよう、他の土地・家屋の評価額を確認できます。

○固定資産課税台帳の閲覧

自己の資産に対する課税内容を具体的に確認し

ていただくため、土地・家屋は名寄帳の写しを、償却資産は課税台帳の写しを交付します。

縦覧・閲覧ができる方①納税義務者、その同居の親族及び納税管理人(同居でも別世帯の方は委任状が必要)②代理人(納税者が自署〔法人の場合は代表者印を押印〕した委任状または代理人選任届が必要)

●本人確認書類をお持ちください

①官公署が発行した写真付きの書類1点(運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード等)②上記の書類がない場合は、次の書類2点/組み合わせは、(イ)で2点または、(イ)と(ロ)で1点ずつです。

(イ)官公署が発行した写真無しの書類(健康保険証、公的医療保険制度の資格確認証、介護保険証、年金手帳及び証書、写真無しの住民基本台帳カード、納税通知書等)

(ロ)その他(法人が発行した写真付きの身分証明書等)

縦覧・閲覧期間4月1日(火)~6月2日(月)の午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝休日を除く) **場**資産税課(市庁舎2階)/郵送でも申請可能です。郵送申請の詳細は、市HPをご覧ください。

☒資産税課☎724-2116、2118

○借地・借家人等の固定資産課税台帳の閲覧

土地や家屋を有償で借りている方や1月2日以降に所有権を得た方等は、権利の対象となる資産のみ固定資産課税台帳の閲覧申請ができます。

必要な書類本人確認書類(縦覧・閲覧の本人確認書類と同じ)と権利を有する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利者が記載されている登記全部事項証明書等)をお持ちください。また、代理人に依頼する場合は、権利者が自署(法人の場合は、代表者印を押印)した委任状または代理人選任届が必要です **閲覧期間**4月1日(火)からの午前8時30分~午後5時/4月上旬は混雑が予想されるため、時間に余裕をもって申請してください

場市民税課(市庁舎2階) **費**1件300円

☒市民税課☎724-2874

○相続登記が義務化されました

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。詳細は東京法務局HPをご覧ください。

☒東京法務局電話案内室☎03-5318-0261

まちだ施設案内予約システム 町田市文化交流センターの会議室等の仮予約が可能になりました

4月1日から、まちだ施設案内予約システム(下記二次元コード)で町田市文化交流センターの会議室等の仮予約が可能になりました。仮予約後、10日以内に窓口(同センター7階事務室)で利用申請を行ってください。なお、事前に利用者登録(ゲスト登録)が必要です。



所在地原町田4-1-14 **利用種目**ダンス、音楽(楽器)、茶道、展示会・販売等、会議・講習 **利用時間**午前9時~午後9時(予約は3時間単位、ただし、午後1時~5時のみ4時間)/休館日は12月30日~1月3日です(予約不可)。

☒産業政策課☎724-3296、同センター☎710-6611

町田市名産品募集に向けた エントリー前説明会

町田市名産品の新たな推奨期間(9月1日~2028年8月31日)の認定に向けて、審査会へ出品する商品を募集します。

募集期間5月1日(休)~31日(土)

●**エントリー前説明会を開催します** 従来の申請方法、審査基準と異なる点があるため、説明会を開催します。申請を考えている方はご参加ください。詳細は町田市名産品HP(右記二次元コード)をご覧ください。



☒町田市名産品認定の申請を希望する市内の事業者☒4月25日(金)午後6時~7時 **場**ぽっぽ町田地下1階会議室1・2

☒町田市名産品等推奨委員会事務局☎850-9311(町田ツーリストギャラリー内、受付時間=午前10時~午後7時)、町田市観光まちづくり課☎724-2128

手のことは「手話」を知っていますか?~(仮称)町田市手話言語条例の制定に向けて

☒障がい福祉課☎724-2148 FAX050-3101-1653

皆さんは、聴覚障がいのある方と出会ったことがありますか?

手話は、耳が聞こえなかったり、声を出して話すことが難しい聴覚障がいのある方が、手指の動きや表情などを使って意思を視覚的に表現する視覚言語(手のことば)であり、日本語とは異なる独自の語彙や文法体系を持つ言語です。

市では、手話を必要とする聴覚障がいのある方々が手話を使いやすい環境をつくり、安心して生活することができる社会を実現することを目指し、「(仮称)町田市手話言語条例」の検討に着手します。

今回は、手話を使いやすい環境づくりの一環として、聴覚障がいの特徴、手話の必要性、手話のあいさつの一つである「こんにちは」を紹介いたします。今後も、本紙で手話について紹介していきます。

聴覚障がいってどんな障がい?

周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

放送や呼び出しに気付かなかったり、危険に気付きにくかったりしますが、見た目では分かりにくいので、困っていても周りの人に気付いてもらえないことがあります。

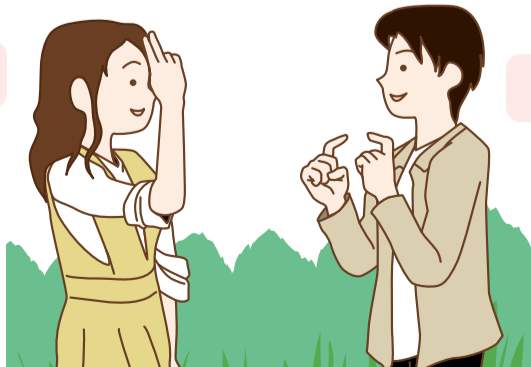
なぜ手話が必要なの?

聴覚障がいのある方は、何かを伝えるときに目に見えて分かる方法を使う必要があります。

手話は、私たちが日本語で会話をする時に声の調子を変えるのと同じように、手だけでなく表情やしぐさを使うことで、気持ちを豊かに表現することができる言語であり、手話を母語とする方々にとって、なくてはならないコミュニケーションの方法です。

「こんにちは」は、手話でどう表現するの?

こんにちは



こんにちは

手話表現をやってみよう

唇



あいさつ



「こんにちは」は、「唇」+「あいさつ」の手話を組み合わせて表します。「唇」は片手の人さし指と中指を立て、人さし指の付け根をおでこの中央に当てます。「あいさつ」は両手の人さし指の腹を向かい合うように立て、お互いがお辞儀をするように曲げます。